

京都市まちの美化推進事業団定款

第4章 総 会

(総 会)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、理事長が当たる。

3 通常総会は、毎会計年度1回開催する。

4 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要があると認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号の規定に基づき監事から請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。ただし、理事長が緊急に総会を開催する必要があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会費の額及びその納入方法

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) その他推進事業団に関する重要な事項

(議 事)

第22条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、解散、除名及び残余財産の処分については、出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、第20条及び前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(会員への通知)

第24条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数及び総会に出席した会員（書面表決者及び表決委任者を含む。）の数

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席会員2名が署名し、押印しなければならない。